

代替措置：IT 化や急速なパソコン利用者の急増によって、情報の伝達が早くなったとともに、専門家である獣医師の作成したホームページ上での正確な情報開示が必須と思われる。そこには知りたい情報見たい情報が、画像診断をも取り込む技術などの発達によりリアルに伝えることが可能である。すでにブログと呼ばれる日記形式の通信やソーシャルネットワークワーキングサイトでは、獣医師個人の経歴や療法を含む技術の開示は多くの人々に興味を持って受け容れられている。

特に馬においては、全国にまばらにしか存在しなくなった家畜として、その個体が万が一のときに馬の専門獣医師の存在は、飼育者にとって大変貴重であり、希少である。まして、馬のための医薬品の入手はその地方によっては非常に困難な状況であるため、われわれ日高地方の馬の専門獣医師が調査書による問診という手段によって手助けをする。また、特区による規制の特例措置としての〈馬の薬屋さん〉の存在を十分理解してもらい、馬の薬に関しての獣医学的な相談窓口としての機能を果たす。

それには獣医療法施行規則第 24 条に定める広告の範囲を、専門科や学位だけではなく診療科・技能・療法・経歴・得意分野の内容を含む技術面の詳細を、実際の症例に基づくカルテや写真などの情報の開示による説明とすること、また良心的な診療価格や薬事品目の価格の提供を追加する。相談者と薬剤師や獣医師間の電子メールのやり取りによって単なるインターネット販売ではない〈馬の薬屋さん〉を開設する。

薬事法 第 66 条 の誇大広告等に留意する。

特区承認として輸入された馬用外国製造医薬品等については、入荷の案内をその名称、製造方法、効能、効果又は性能を、外国語の記載に準じて追記・削除することなく翻訳して公開する。

新しく輸入した商品に対し、正常な商習慣に照らして適当と認められる数量のモニターを募集し、日本で実際の症例に使用したモニタリングの結果、その需要と安全性等を把握した上で、新商品の評価を公開する。その際も誇大広告には留意して、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することはない形で行う。

登録制度と問診書による馬の診察と処方せん又は指示書交付の認可措置事業とからみ、処方せん薬の中では、馬の先進諸国ではすでに一般大衆薬として入手可能な、医療従事者以外にも使用し易く経口投与形態になったペースト・散剤・錠剤製品を対象として、広告制限の緩和をすること、さらに将来的にはカルテの電子化・伝達化を進めるとともに、獣医師同士のネットワークによる、診察や検査結果の情報交換を確立した暁には、要指示薬においても、遠方へのスムーズな販売を可能としたい。

その使用の誤り、乱用を未然に防ぐために、容量、使用方法、使用量、注意書きを、特に「この医薬品の使用上の注意をよく読んでお使いください。」と明確に記載した上で、公開する。

広告の制限の趣旨とは、誇大な広告などをしたために十分な専門知識を有しない飼育動物の飼育者などを惑わし、或いは不測の被害を被らせることを防止するためであることから、普段よりホームページ上又は希望者へのメールマガジン等で講座の配信をして、専門知識や新しい知見を広め、啓蒙する。コンパニオンアニマルと同様、馬に愛情を持ってより深く接するために、飼育者にとって馬は知的な情報を求める特別な動物であり、愛玩用としてミニチュアホースなどの存在もある。これら都会で飼育される馬たちの健康診断などではますます馬専門獣医師の重要性が挙げられる。